

入札参加制限に関する運用基準

1. 入札参加制限を受ける範囲

- (1) 入札参加制限は入札のほか、見積依頼による随意契約を含むものとする。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号の規定に基づく随意契約にあつては、適用しないことができる。
- (2) 入札参加制限は、入札参加資格審査申請の区分（建設工事、建設コンサルタント業務等、物品、役務の提供）毎に、当該参加資格区分の範囲内において適用するものとする。なお、修繕については、対象が建築物・その他工作物である場合は建設工事として取扱い、機器・車両である場合は役務の提供として取り扱うものとする。
- (3) 入札参加制限は、元請についてのみ適用し、下請負いには適用しない。

2. 入札参加制限期間の取り扱い

- (1) 入札に参加することができない期間内に開札する案件については、当該入札参加制限を受けている者の入札を無効として取り扱うものとする。
- (2) 入札に参加することができない期間内に公告される入札案件であっても、期間の満了後に入札参加資格確認申請書の提出期限が到来する案件については、入札に参加できるものとする。

3. 共同企業体の取り扱い

- (1) 入札参加制限を受けている者は、当該期間中において新たに結成する共同企業体の構成員となることはできない。
- (2) 既に結成された共同企業体の構成員が、当該案件の開札前に入札参加制限を受けたときの取り扱いは次のとおりとする。
 - ① 当該構成員を除く構成員（ただし、新規の構成員の加入は認めない。）により共同企業体の設立かつ経営が可能である場合においては、当該構成員を除いた共同企業体による入札参加を可とする。この場合において代表者は、直ちに共同企業体の変更協定書及び入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。
 - ② 当該構成員を除く構成員による共同企業体の設立かつ経営が困難である場合においては、当該工事の入札を辞退しなければならない。

附則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。